

令和3年7月新設

出雲市中山間地域へのオフィス開設支援事業助成金

コロナ禍において、ソフト産業を中心とした都市部企業の地方進出の動きが広がりつつある中、出雲市には立地を支援する、出雲市企業立地促進条例に基づく企業立地優遇制度が既にございます。

サテライトオフィス等へのソフト系企業進出の場合、現行の企業立地優遇制度の対象とならない比較的小人数で事業開始するケースも多いことから、このたび、市内中山間地域への新規立地を強力にサポートし、初期投資の負担を軽減する助成金を新設しましたので、企業の皆様の立地をお待ちしております。

令和4年3月

日御碕サテライトオフィス開所しました。



出雲市は、日本海・宍道湖などの豊かな自然や、出雲大社・荒神谷遺跡をはじめとする歴史・文化遺産に恵まれ、日本海側では比較的温暖で過ごしやすい、西部日本海域の中核都市です。

助成要件

対象企業

市内中山間地域に新たにオフィスを開設する市外の企業

対象業種等

1 ソフト産業

2 企業のバックオフィス部門
(総務・人事・経理等)

指定要件

1 オフィスの開設に伴い新たに増加する常時雇用される従業員の数が
3名以上であること

2 開設するオフィスにおいて**3年以上**継続して事業を実施する計画があること

3 事業実施にあたり十分な体制や技術を有するなど、**事業の継続性**が見込めること

4 申請する事業計画が、出雲市企業立地促進条例に基づく**立地計画の認定を受けていない**ものであること

中山間地域(令和4年4月1日現在)

全域

上津・稗原・朝山・乙立・西田・鰐淵・
北浜・佐香・伊野・東・須佐・窪田・
多伎・大社・荒木・日御碕・鶴鷺・遙堪・
阿宮

一部

古志・長浜・檜山・湖陵・荘原

問
い
合
わ
せ
先

出雲市

商工振興部 産業政策課

企業誘致係

〒693-8530 島根県出雲市今市町7-0

TEL: 0853-21-6305

FAX: 0853-21-6838

E-mail:

sangyou@city.izumo.shimane.jp



出雲市ホームページ

助成金の種類

投資助成

最大10%助成
上限

1,000万円

雇用助成

1人あたり最大

50万円

家賃助成

5年間・1/3助成
年間最大

500万円

航空運賃助成

3年間・1/3助成
年間最大

150万円

投資助成金

対象経費	オフィスの新築、購入、改修等オフィスの開設に要する経費。 ただし、1,000万円以上の投資を対象とする。 (空き家を活用する場合は、500万円以上の投資を対象とする。)
対象期間	中山間地域へのオフィス開設支援事業助成金助成対象企業指定申請書が受理された日から、助成金の交付を申請する日まで。
助成率等	助成対象経費の 5%以内 (空き家を活用する場合は、助成対象経費の10%以内)
助成限度額	1,000万円
備考	助成金の申請は1回限りとし、操業日から3年以内とする。

雇用助成金

対象経費	指定企業が事業計画により増加させた市内に住所を有する 常用従業員の雇用に係る経費
対象期間	助成金の交付を申請する日まで。
助成率等	市外からの移住者の雇用は、 1人当たり50万円 市内在住者の雇用は、 1人当たり30万円
助成限度額	限度額なし
備考	助成金の申請は1回限りとし、操業日から3年以内とする。

家賃助成金

対象経費	家賃(建物の賃借料及び共益費)に係る経費
対象期間	常用従業員要件を満たした翌月から 5年間
助成率等	家賃の年額の 1/3以内 の額
助成限度額	各年度の助成限度額は 500万円 。 ただし、1月当たり坪1万円を上限とする。
備考	助成金の申請は年度ごとに行う。

航空運賃助成金

対象経費	業務に利用する航空運賃 (航空法に規定する航空運送事業を営む者が定める運賃)
対象期間	常用従業員要件を満たした翌月から 3年間
助成率等	航空運賃の年額の 1/3以内 の額
助成限度額	各年度の助成限度額は 150万円 。
備考	・助成金の申請は年度ごとに行う。 ・ソフトウェア業、インターネット附随サービス業及びシェアードサービス業を対象とする。 ・出雲縁結び空港発着便に限る。 ・指定企業の役員又は常用従業員に限る。

- ・消費税及び地方消費税は助成対象経費から除く。
- ・算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。